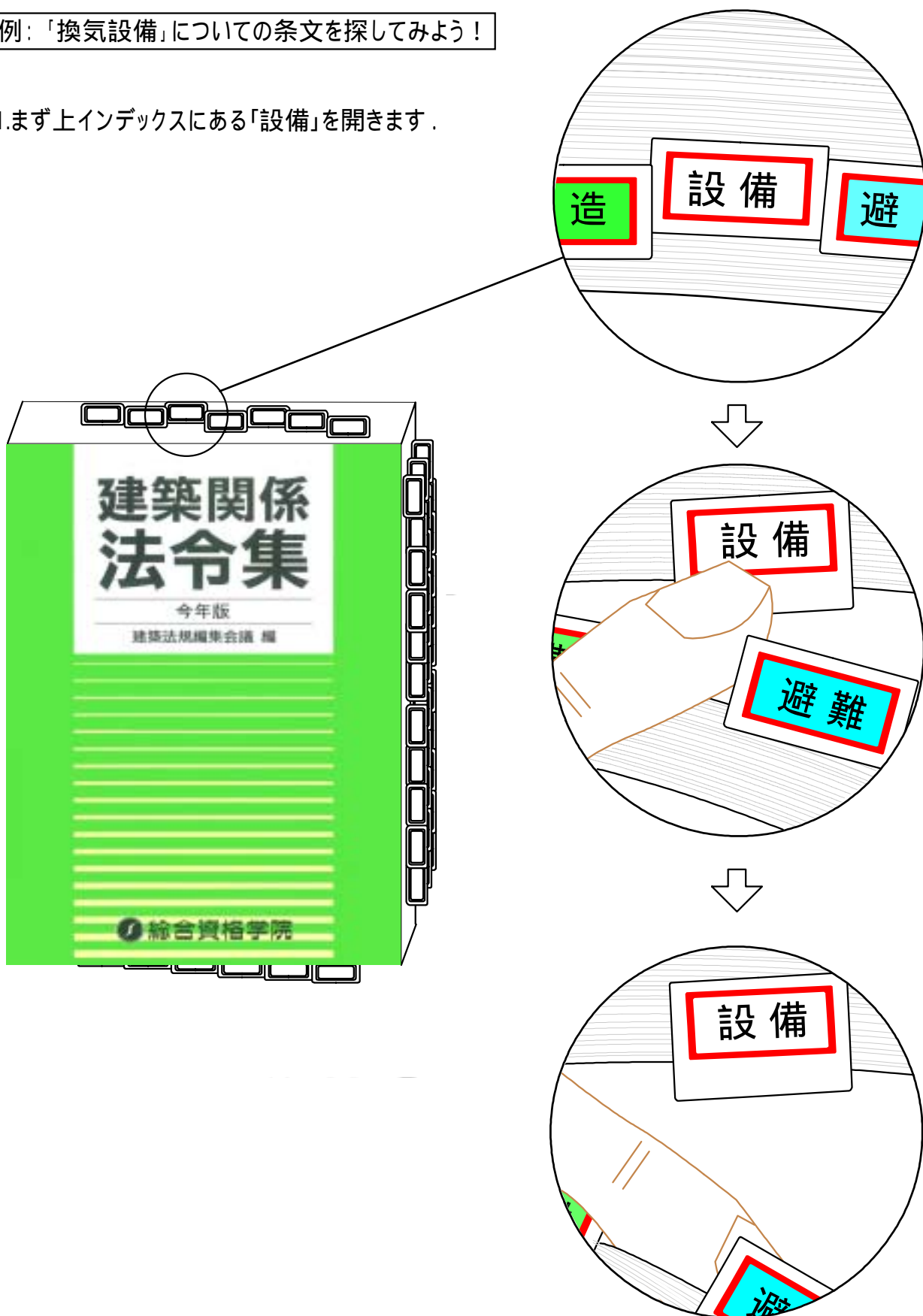


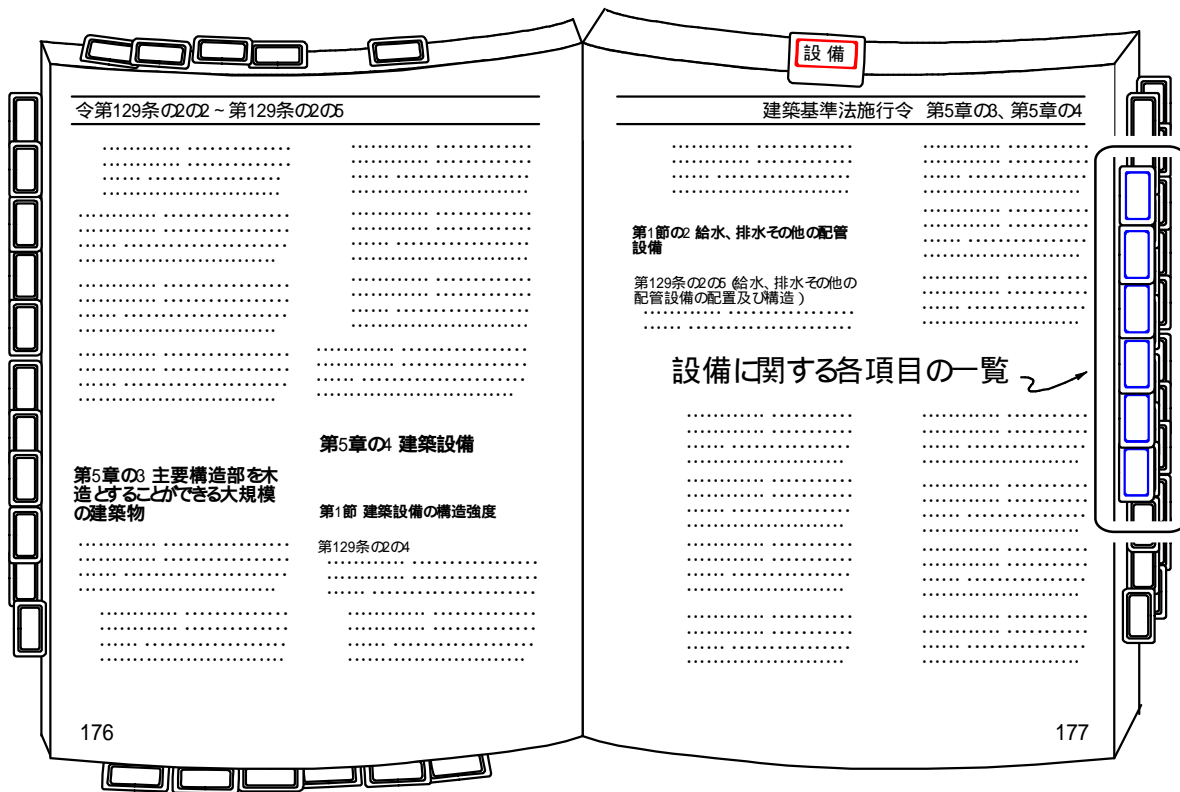
本書の使い方

例：「換気設備」についての条文を探してみよう！

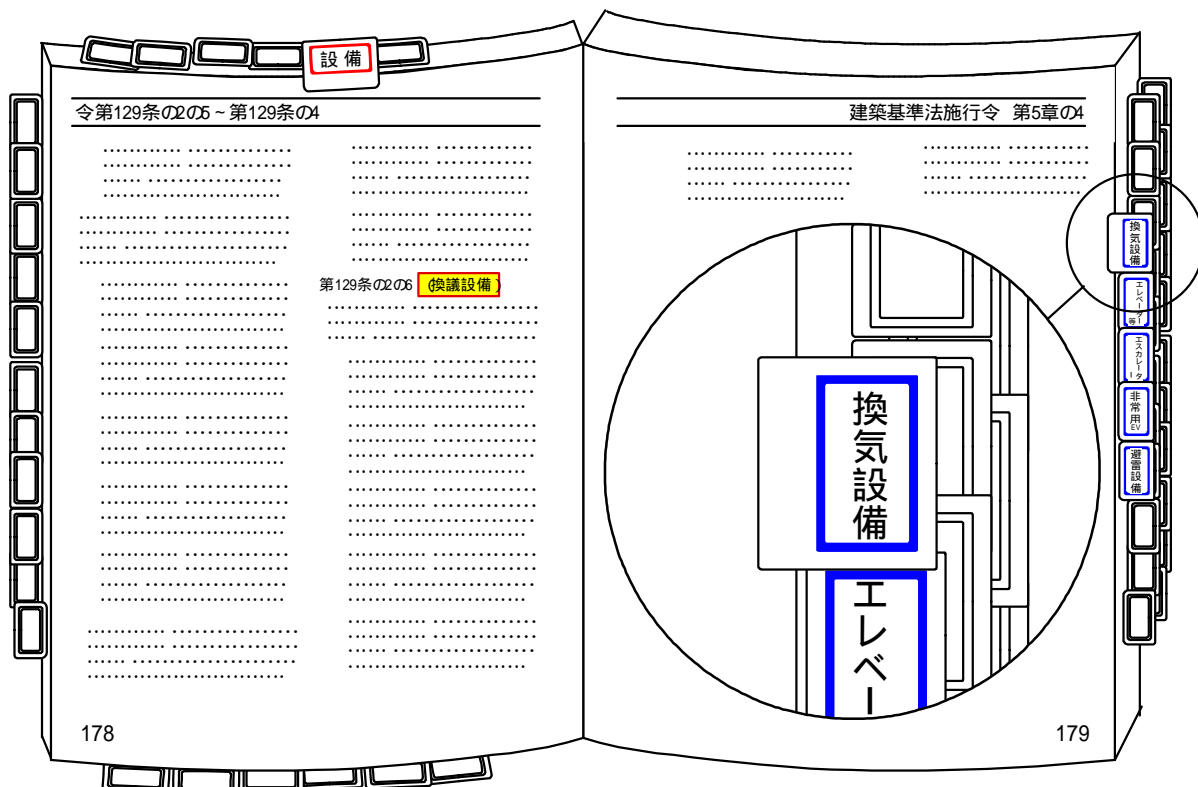
1.まず上インデックスにある「設備」を開きます。



2.上インデックス 設備」を開くと、右インデックスに設備に関する各項目が一覧で並んでいます。
(今年版現在、6項目)。



3.右インデックスの設備に関する各項目の中から「換気設備」を開くと、換気設備についての条文にたどり着きます。



インデックス	条文	貼付箇所	インデックス	条文	貼付箇所
地区計画・条例基準	令136条の2の5	下1	都市施設	都計法11条	左5

横書きの法令集を使用する場合、p15, 16の貼り付け箇所に「左」とあるものは「右」と読み替えてください。また、本書のインデックス貼付指示の部分で、例えば

ここで、「用語の定義」と書いた「インデックス(赤)」を「法2条が載っている見開きの左側のページ」の「左11」の位置に貼ります。また「法2条第一号」の条文中先頭にある「建築物」を赤枠マーカースします。

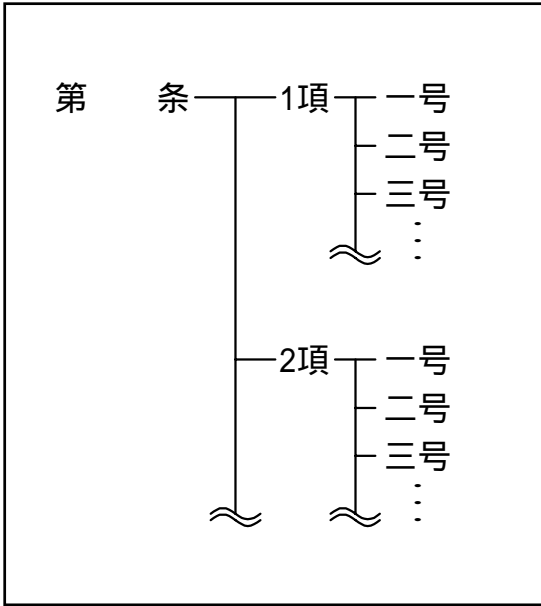
とあった場合は、

ここで、「用語の定義」と書いた「インデックス(赤)」を「法2条が載っている見開きの右側のページ」の「右11」の位置に貼ります。また「法2条第一号」の条文中先頭にある「建築物」を赤枠マーカースします。

と読み換えてください。

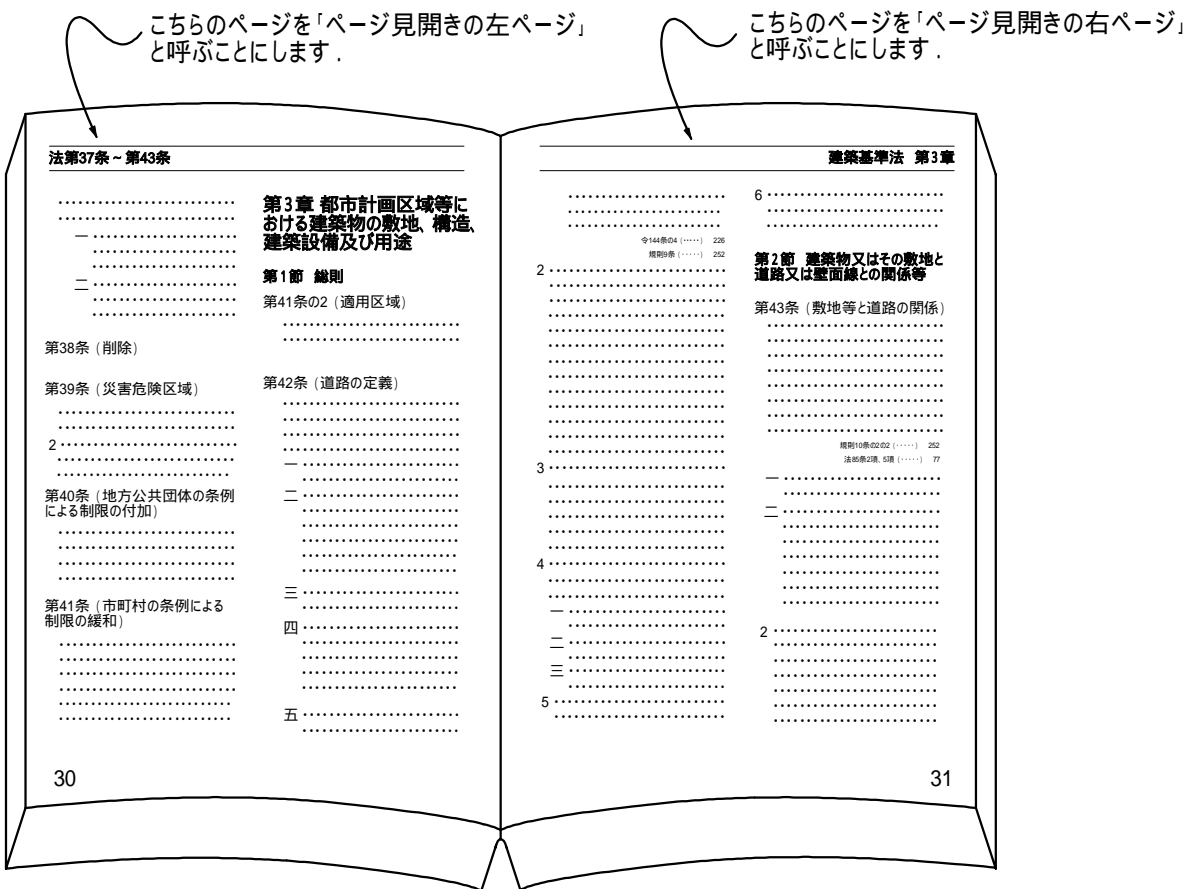
品確法	品確法				
紛争処理機関	品確法				
かし担保責任	品確法				
別表三	法				
避難安全検証法	令				
耐火性能検証法・防火区画検証法	令1				
バリアフリー新法(令)	バリアフリー新法				
バリアフリー新法規則	バリアフリー新法規則3条	左8	消防法(令)	消防法令1条	左8
耐震改修法(令)	耐震改修法令1条	左10	防災性能	消防法8条の3	左9
耐震改修法規則	耐震改修法規則2条	左11	消防用設備の設置義務	消防法17条	左10
免許	建築士法4条	左6	消防法設備の適用除外	消防法17条の2の5	左11
業務	建築士法18条	左7	消火器具	消防法令10条	左6
事務所	建築士法23条	左8	屋内消火栓	消防法令11条	左7
管理建築士、帳簿・図書	建築士法24条	左9	スプリンクラー	消防法令12条	左8
監督処分	建築士法26条	左10	水噴霧消火設備	消防法令13条	左9
建築士法規則	建築士法規則1条	左11	屋外消火栓	消防法令19条	左10
建設業許可	建設業法3条	左6	自動火災報知設備	消防法令21条	左5
請負契約	建設業法18条	左7	ガス漏れ火災警報設備	消防法令21条の2	左6
一括下請負	建設業法22条	左8	非常警報設備	消防法令24条	左7
紛争審査会	建設業法25条	左9	避難器具	消防法令25条	左8
主任技術者	建設業法26条	左10	誘導灯	消防法令26条	左9
建設業法(令)	建設業法令1条の2	左11			
地域地区	都計法8条	左4			

法令集のしくみと読み方



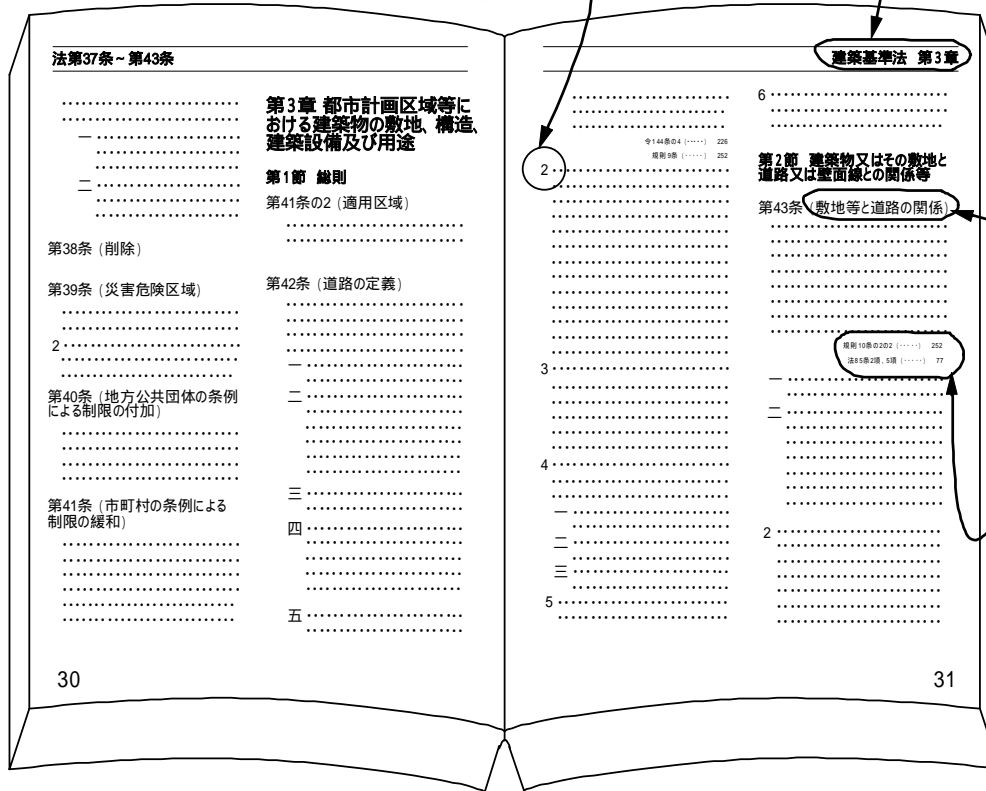
法令集の構成を簡単に説明すると、「上図」のように、まず「条」があって、その中に「項」があり、さらにその中に「号」があります。また、「条」と「項」は「1, 2, 3…」のように数字ですが、「号」については「一, 二, 三…」のような「漢数字」になっています。

↓ 具体的に法令集をみていきましょう。



条文の左に書いてある数字を
条番号といいます。例えば、この
「条番号」は「42条2項」です。

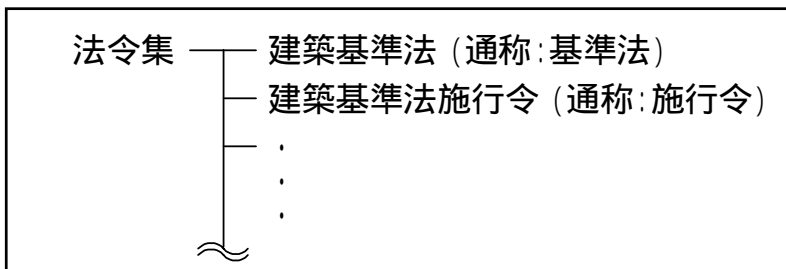
右ページ見開きの上欄
にあるこの部分を「法令
名」といいます。



条文の右側に載っているこのカッコ書きを「条文名」と呼びます。

条文の下にあるコノ部分を「関連表示」と呼びます。ここには上の「条文中」に出てくる関連事項の「条文番号」とそれが記載されている「ページ数」が書いてあります。

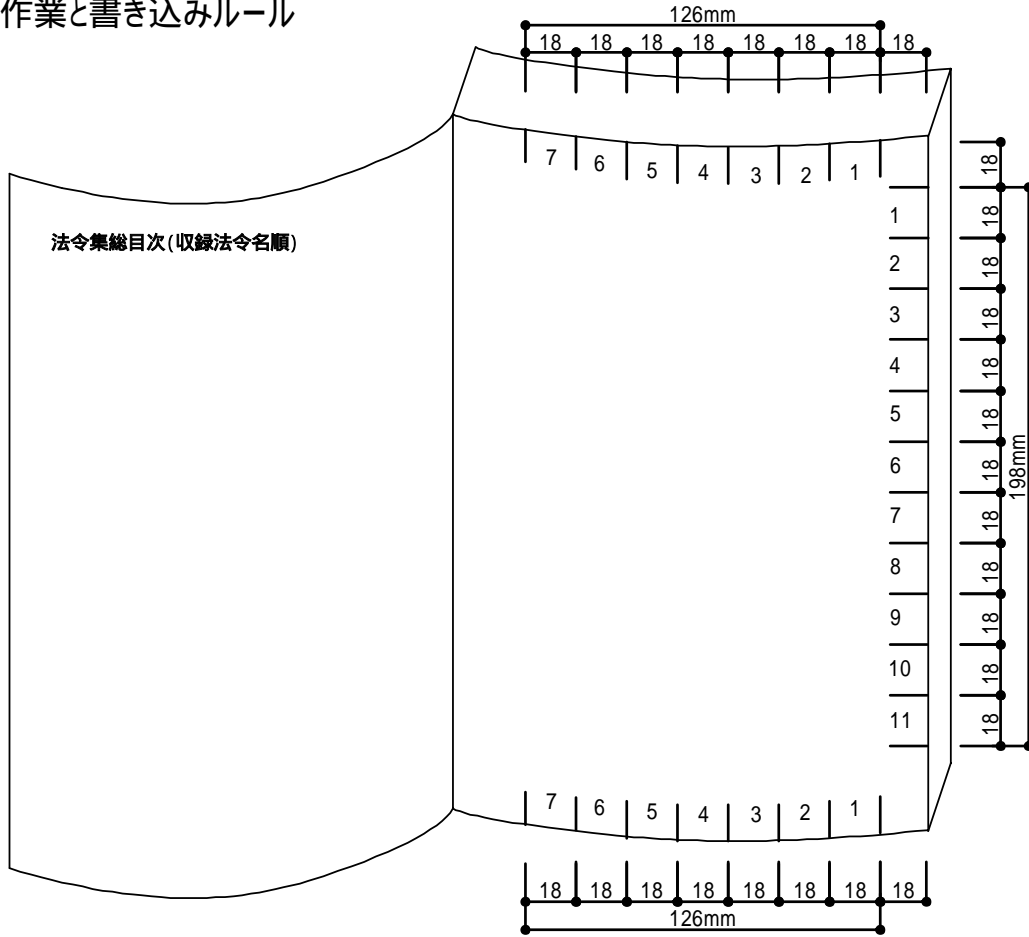
このルールは法令集に記載されている全ての法令に共通するものなので、最初にしっかりとこのルールを理解してください。法規で満点を狙うのであれば法令集のしくみを極める必要があります。



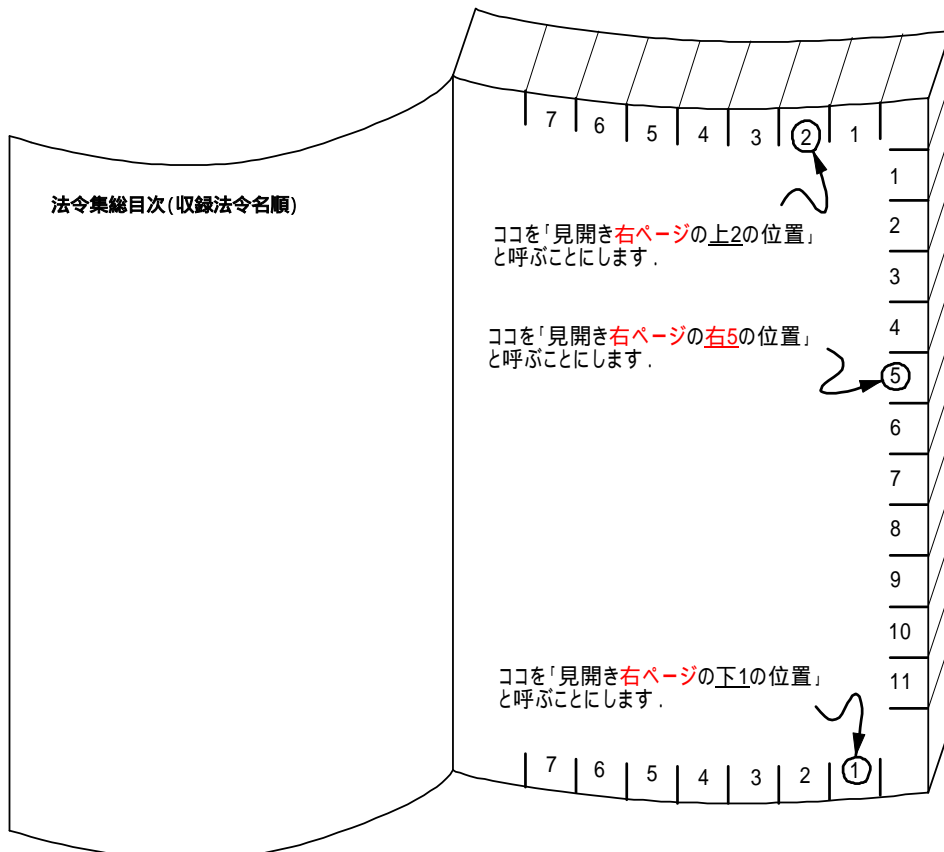
法令集には「基準法」、「施行令」等の他、複数の「法令」が収録されています。そのうち一級建築士試験においては、「基準法」、「施行令」からの出題が約7～8割を占めます。

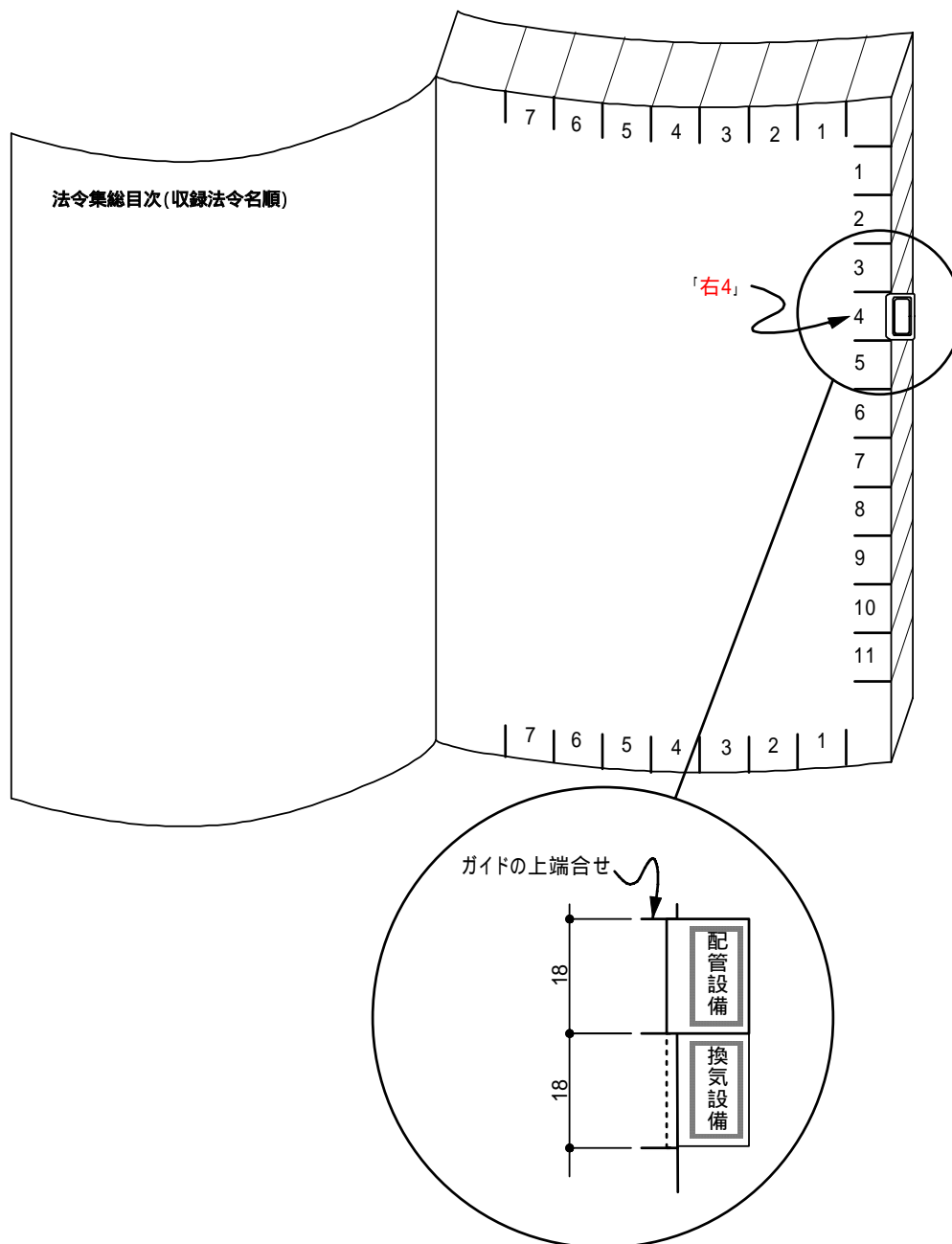
また、「基準法 条～項」という表現を省略して、「法 条～項」と表現します。同様に「施行令××条～号」という表現を省略して、「令××条～号」と表現します。なお、「法52条の2」の中の「2項」の場合、「法52条の2 2項」と表現すると分かりにくいので、「法52条の2第2項」のように表現します。

加工作業と書き込みルール



上図のように、番号と線を引いてください。(単位はmmです。)表紙をめくった見開き右ページの右側にインデックス11枚分、上下側にインデックス7枚分ずつの貼り付け箇所を取ります。次に下図のように、側面・上下面に線を引きます。そこにインデックスを貼っていきます。(法令集の側面に既に線が引かれている場合は、ガイドラインとしてそのまま利用ください)





↓ 次に、法令集への「線引きの仕方」を解説します。

使用するペンやマーカーは、法令集に書き込んだ際に、ウラ側にはじまないものを用意してください。

基本的には、「赤ペン(鉛筆)」のみで線引きしますが、「適用除外」や「～を除く」等の部分には「青ペン(鉛筆)」を使用してもいいでしょう。「青ペンの線引き」を見たときには、「規制を受けないんだな。」とわかります。尚、注意事項として最初は必ず「シャープペンで線引き」してください。はじめは不安なため、余分なところまで線引きしてしまいがちです。線引きのコツは、重要なキーワードのみを線引きしていくことです。

では、具体的に例を挙げて、説明しましょう。

下記は「法2条第一号」の原文です。これを訳すと建築物とは、土地に定着するもので、屋根 + 柱、または、屋根 + 壁でできているものである。また、高架の工作物内に設ける店舗等も建築物であるが、プラットフォームの上家等は建築物ではない。」となります。

 これを線引きする場合、以下のように引きます。

線引きの例

原文 法2条第一号

建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、 (これに類する構造のものを含む。) これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設 (鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットフォームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。) をいい、建築設備を含むものとする。

上記は、赤と青を使い分けていますが、全て「赤ペン(鉛筆)」で構いません。必要最小限の情報を線引きを出ることで理解できるようにすればいいのです。

はじめは、必ず「シャープペン」で線引きしてください。2回目以降になると「どこが大切なのか? どこを線引きしておけば後で分かり易いのか? 余分なところも線引きしてないか?」等の感覚がつかめてきますので、その際にはじめて「ペン(色鉛筆)」で線引きします。

線引きについては、人それぞれ微妙な個人差があると思いますが、絶えず、最小限の情報のみ線引きすることを心がけて、線引きしてください。本書では各問題の解説の下に「原文」を載せ、そこに「線引きの目安」のアンダーラインを引いておきますので、参考にしてください。

次に、法令集への赤枠（キーワードを赤線で囲むこと）」について解説します。

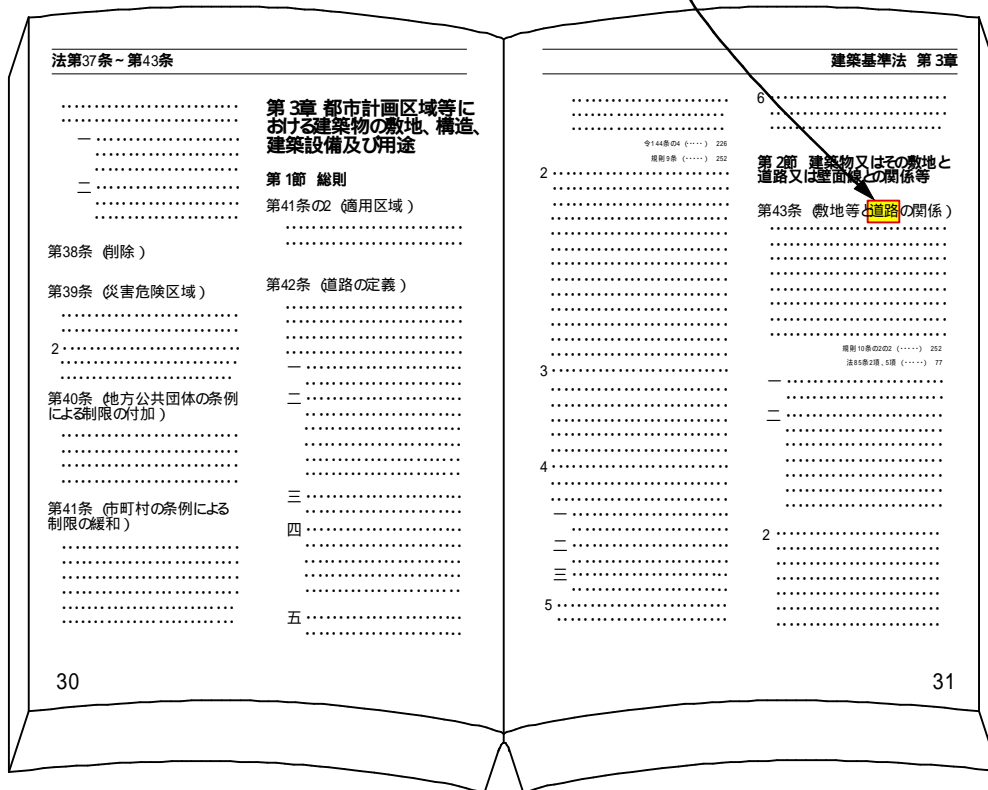
本書の中では、「法～条」の条文名のところの「**道路**」を赤枠マーカーしてください。と記述があります。

↓ これは次のようになります。

赤枠マーカーの例

「法43条」の条文名のところの「**道路**」を赤枠マーカーしてください。

赤枠マーカーというのは、赤枠で囲って、さらに「黄色のマーカー」で色をつけることをいいます。その場合も必要最小限の部分のみを色付けするため、例の場合、このようになります。



赤枠マーカーの代わりに単に「赤枠」のみと指示した場合は赤枠のみを、「赤枠マーカー（オレンジ）」と指示した場合は「黄色のマーカー」の代わりに、「オレンジ色のマーカー」で色付けします。

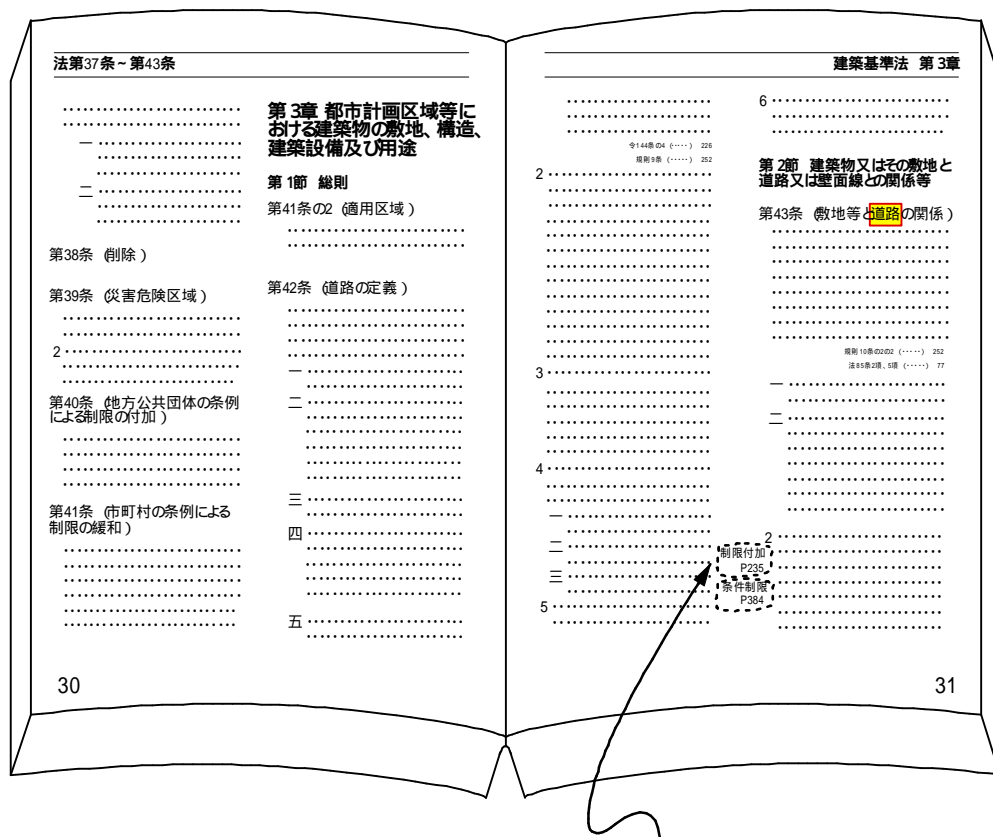
最後に、「法令集への書き込み」について解説します。

本書の中では、「~の条番号の上に、」と書き込んでください。
と記述があります。

↓ これは次のように書き込みます。

書き込みの例

法43条2項」の条番号の上に 制限付加 P~ (法××条が載っているページ数)」と書き込んでください。



「法××条」が載っているページが235ページだった場合、書き込みはこのようなになります。書き込みには必ず「シャーペン」を使用してください。また、図のように書き込みが2つ以上になることもあります。既に書き込みがされている場合は、その下側に書き込んでいきます。

ご注意事項

なお、法令集への書き込みは短期間に、法令集を把握する為のものであって、本試験前に必ず、その年の(財)建築技術教育普及センターの試験受験要領：建築士試験の「学科の試験」において使用が認められる法令集について」と照らし合わせて各自の判断で修正してください。本書の書き込みがあるままでは指摘を受ける場合があります。

以上で、「本試験持込法令集の作り方」の解説は終わりです。それでは、本書を解き進めながら、実際に持込法令集を作成してください。